

○長野県警察犯罪収益対策推進要綱の制定について

令和元年5月31日
例規第6号県警察本部長
部・課（隊・所）長
警察学校長
警察署長

犯罪による収益の移転を防止する対策を効果的に推進するため、次のとおり長野県警察犯罪収益対策推進要綱を制定し、令和元年6月1日から実施することとしたから、効果的な運用に努められたい。

なお、長野県警察犯罪収益対策要綱の制定について（平成20年4月1日例規第10号）は廃止する。

長野県警察犯罪収益対策推進要綱

第1 目的

この要綱は、犯罪による収益（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する犯罪による収益をいう。以下同じ。）が、組織的な犯罪及びテロリズムを助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えること及び犯罪による収益には被害者から不当に得た財産が含まれることに鑑み、長野県警察が一体的に犯罪収益対策を推進することにより、長野県警察組織犯罪対策要綱の制定について（令和2年5月29日例規第16号）に定める組織犯罪対策と相まって、犯罪による収益の移転防止、犯罪組織の弱体化及び壊滅、テロリズムに対する資金供与の防止等を図るために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第2 定義

この要綱において「犯罪収益関連犯罪」とは、法第13条第1項に規定する罪をいう。

第3 犯罪収益対策の推進

1 効果的な犯罪収益対策を推進するための基盤構築

(1) 警察職員の育成

犯罪の収益の移転に悪用されることが想定される新たな技術を活用した金融サービス等の動向、犯罪による収益の移転に係る手口、犯罪収益関連犯罪の取締りに有効な捜査手法、疑わしい取引に関する情報の効果的な活用方法等について実践的な教養を実施し、犯罪収益対策に関する専門的知識を有する警察職員を育成する。

(2) システムの活用

警察情報システム等を積極的に活用するなど業務を効果的かつ効率的に推進する。

2 犯罪による収益に関する情報の収集、分析及び活用

(1) 情報の収集

警察の全ての部門が緊密に連携し、次に掲げる情報を収集する。

ア 犯罪による収益の移転の実態に関する情報

イ 犯罪収益関連犯罪の検挙に資する情報

ウ 特定事業者（法第2条第2項に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）の法令上の義務違反に関する情報

エ アからウまでに掲げるもののほか、犯罪収益対策を効果的に推進するために必要な情報

(2) 情報の分析等

(1)により収集された情報及び法第13条の規定により国家公安委員会から提供された疑わしい取引に関する情報を警察本部組織犯罪対策課において集約し、及び多角的視点に立った分析を行い、その分析結果について関連する部署へ還元し、又は関連する部署からの情報に関する照会に対応する。

(3) 情報の活用

(1) 及び(2)により収集し、及び分析した犯罪による収益に関する情報を活用し、犯罪収益関連犯罪の捜査を行い積極的に事件化するとともに、犯罪収益対策を効果的に推進する。

3 犯罪収益関連犯罪の取締り及び犯罪による収益の剥奪の推進

(1) 積極的な取締りの推進

犯罪収益関連犯罪の巧妙化を踏まえ、犯罪収益関連犯罪の取締りに当たっては、疑わしい取引に関する情報等を活用して犯罪による収益の剥奪を指向した追跡捜査を推進するとともに、犯罪による収益の発見や検挙を逃れようとする行為に対しては、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例に関する法律（平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。）を積極的に適用する。

(2) 没収保全請求等の的確な実施

犯罪収益関連犯罪の捜査に当たっては、検察庁とも緊密に連携しつつ、組織的犯罪処罰法第13条又は麻薬特例法第11条の規定による犯罪収益等若しくは薬物犯罪収益等の没収が的確に行われるよう、関係する証拠を収集するとともに、組織的犯罪処罰法第23条第1項又は麻薬特例法第19条第3項の規定による没収保全命令の請求を積極的に実施するなど、犯罪による収益の移転を防止するための措置を的確に実施し、犯罪組織等の資金源を遮断する。

(3) その他の手法の活用

組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に定める措置に限らず、捜索・差押え、外国F I U（資金情報機関）への提供要請、国税庁への課税通報等を積極的に実施し、あらゆる機会を捉えて犯罪による収益の剥奪に資する措置を講ずるよう努める。

4 県民の理解の促進

犯罪収益対策の重要性について県民の理解を深めるため、関係機関及び特定事業者と連携し、法の内容、犯罪組織の実態及び犯罪による収益が与える健全な経済活動への悪影響に関する知識を普及するなどの広報啓発活動を行う。

第4 疑わしい取引に関する情報の適切な取扱い

1 保秘の徹底

疑わしい取引に関する情報を活用した犯罪捜査を行うに当たっては、被疑者その他の関係者に当該情報を活用したことが明らかにならないように保秘を徹底するとともに、特定事業者に対し、法第8条第3項に定める疑わしい取引に関する情報の取扱いにおける保秘の徹底を周知する。

2 漏えい等の防止の徹底

疑わしい取引に関する情報の取扱いに当たっては、長野県警察の情報セキュリティに関する訓令（平成19年長野県警察本部訓令第5号）等に基づき、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講ずる。

第5 表彰

表彰を行うに当たっては、事件検挙に関する功労だけでなく、犯罪による収益の剥奪に関する功労、犯罪収益対策のための各種施策の推進に関する功労及び事件検挙等の過程における疑わしい取引に関する情報の積極的活用に関する功労についても考慮する。